

2020年12月1日

2021年の国際大会強化指定選手及びユース等育成指定選手について

(お知らせ)

国際大会強化指定選手規程(2020年7月25日一部改正)及びユース等育成選手規程(2020年7月25日一部改正)に基づいて運用している強化指定選手等について

1、2020年に指定している選手は、選手からの申請によりそのまま2021年の指定とする。

理由は次のとおり

- ① 2020年がコロナ禍のため、練習環境が整わず活動が出来ていないこと
- ② 評価のための大会や記録会が開催出来ていないこと
関係条文：国際大会強化指定選手規程第3条1項の2の「JPSFが別に定める期間の記録」に基づいて審査することになっているが、その記録がない状況にある。

2、1によって指定された選手の指定のランクについては、次のとおりとする。

- ① 11月7日、8日開催の秋季記録会の記録でランクアップする選手については、それを反映する。
- ② その他の選手は2020年の指定ランクを維持する。
- ③ 通信記録会の記録は、このランクには評価対象としない。
- ④ ①以降のWPS公認記録は評価対象とする。

3、新規選手の取り扱い

新規に指定を申請する選手については、次のとおりとする。

- ① 2021年日本身体障がい者水泳連盟強化・育成指定基準記録に基づいて1次評価をする。
(この記録の年齢適用は2021年版となっているので注意すること。)
2次評価として、健康状況、取り組む意欲・目標・計画などを行う。
育成A以上の選手指定にあたっては、クラスS1～3はバタフライを除く2～3泳法、
クラスS4～13の選手は4泳法が泳げることも評価される
- ② 1次評価の対象大会は、国際大会強化指定選手規程2条(6)及びユース等育成選手規程第2条(3)とするが、別に定める通信記録会に申請された記録の中で、日本水泳連盟加盟団体大会で樹立された記録は対象とする。
- ③ クラスステータスについては、JR以上を持っていることが必要となっているが、クラス分けの機会がないため、①②によって強化育成指定選手に該当すると思われるものは暫定的に(仮称)発掘育成キャンプ等に参加を求め、判断する。